

「市町村における虐待防止対策の取り組みについて」

加藤 曜子(流通科学大学)

1. 市町村における虐待防止対策の取り組み

法改正後、市町村の児童相談体制の強化、虐待防止ネットワーク、要保護児童対策地域協議会への活動の発展など、市町村の役割はますます高まっています。

旧来の取り組みから、さらに強化されている点は

1) 子育てが困難な状況になってきている現状を踏まえた発生予防 2) ハイリスクを含めた積極的な支援 3) 危機的介入や児童相談所との連携対応 4) 虐待再発予防のための介入、在宅支援 5) 再発防止に向けた評価、実態把握 など、虐待問題等に対応する総合的な対策が求められることです。また0歳から18歳未満の子ども年齢に応じた取り組み、すなわち保健、医療、保育、学校、福祉、法律などの領域と専門職、行政職との連携が求められています。

2. 虐待防止対策の取り組みにおける実際

児童相談においては緊急対応や、連携を組む必要のある虐待事例の把握が重要になってきます。現在の市町村の取り組みにおいては、1)虐待の認識を関係機関、市民レベルで高めていくこと 2) 虐待通告を含めた関係機関の連携体制がとれていくこと 3) 関係機関が十分にその役割を認識していくこと 4) 児童相談所等都道府県の後方支援が十分にとれていくことが前提になりますが、市町村によっては、それらを十分に満たしているところとそうでないところがあり、取り組みの程度に違いがあります。

3. 虐待防止に取り組む重要な点

さらに虐待防止に取り組む際に重要な点は、虐待防止ネットワークが実質的に機能していくことにあります。もともと連携やネットワークが必要になったのは、虐待は一つの機関では解決できない点にあります。そのため個別ケース検討会議が意図的に実施される必要がありました。さらに個別ケース検討会議で情報共有し、アセスメントをし、その後関係する機関が役割分担をして子どもの安全を確保し、家庭支援を行うプロセスを適切に運営することが期待されました。

そのためには、市町村で個々の個別ケース検討会議が全体のケースからみて適切に実施されているのかをフィードバックする実務者会議や、関係機関トップによる虐待防止対策への理解のために関われる代表者会議が個別ケース検討会議を支える役割があるのです。

4. 個別ケース検討会議の意義

本来業務である虐待事例へのケース検討会議の意義について

- 1) 個別ケース検討会議の目的は何か・・・地域で子どもが安全に暮らし発達保障する。必要なら家族への支援や同胞への支援し、虐待再発防止につとめる。

- 2) 個別ケース検討会議は誰が集めるのか、どこで、いつ 実施するのか
- 3) どういった効果があったのかを評価する必要があります。

会議のプロセスは、従来のソーシャルワークプロセスに似ていますが、違うところは個別対応プロセスが、チーム対応としてのプロセスで実施されていくという点です。

個別ケース検討会議は、

- ① 通報をうけた後の検討 ② ケース受理 ③ 個別ケース検討会議開催への導入
- ④ 関係機関による共通の情報の共有 ⑤ 関係機関による共通の問題理解 (共通のアセスメント指標利用) ⑥ 関係機関による役割分担 ⑦ 役割の確認と情報の一本化
- ⑧ 次回ケース会議の設定 のプロセスで構成されています。

効果は ● 独自の機関の思いこみを防ぐことができる ● わからないところを明らかにし共有することで、意識化される。例えば 共通アセスメント指標利用をすることでどこがわからないかが明確になり、その点が次回への会議の宿題になっていく) ● 情報を共有することで、問題を明確にするとともに、親子や環境がもつ本来の修復力、解決力をも合わせて考えながら、必要に応じた専門職を助言者に迎えてケース会議を運営していくことにあります。

5. 個別ケース検討会議の成功

個別ケース検討会議がうまく機能すると ①迅速対応で、悪化を防止する ②ケースのタイプにより、必要な力を分散することなく適切に使う ③うまくいった経験は、エネルギーを与えてくれる ④ 子どもも家族も助かる ⑤ 特には児童相談所との共同により適切な保護も可能になること等が実務者からの声で聞かれます。

6. 虐待防止ネットワークは親のケアや子どものケアにも必要である。

適切な親のケアも市町村で提供することが求められています。しかし、実際に親の個別ケアやグループケアをしていくにも、日頃からいくつかの機関がチームを組み、その親を支援していくことが前提になります。親のケアはカウンセリングや治療にとどまらず、地域の社会資源を利用することが同時におこなわれてこそ、安定した生活、安定したケアができていくのです。

7. 今後の課題解決へむけて

- まだ立ち上がっていない市町村・・・勉強会からはじめましょう。上司の理解等。
- 立ち上がったけれど動きがない市町村・・・どこが動いていないのかを検討してみる。個別ケース検討会議はやっているはず。実務家でやる気がある人を掘り起こす。やれる人からのネットワーク。上司の理解をえる等。
- 進めている市町村・・・いろいろな課題を提言し、交流しあいながら進める。持ちケースが蓄積しないための工夫。虐待防止ネットワークの限界と対応を明らかにする作業へ等

市町村における虐待防止対策の 取り組みについて

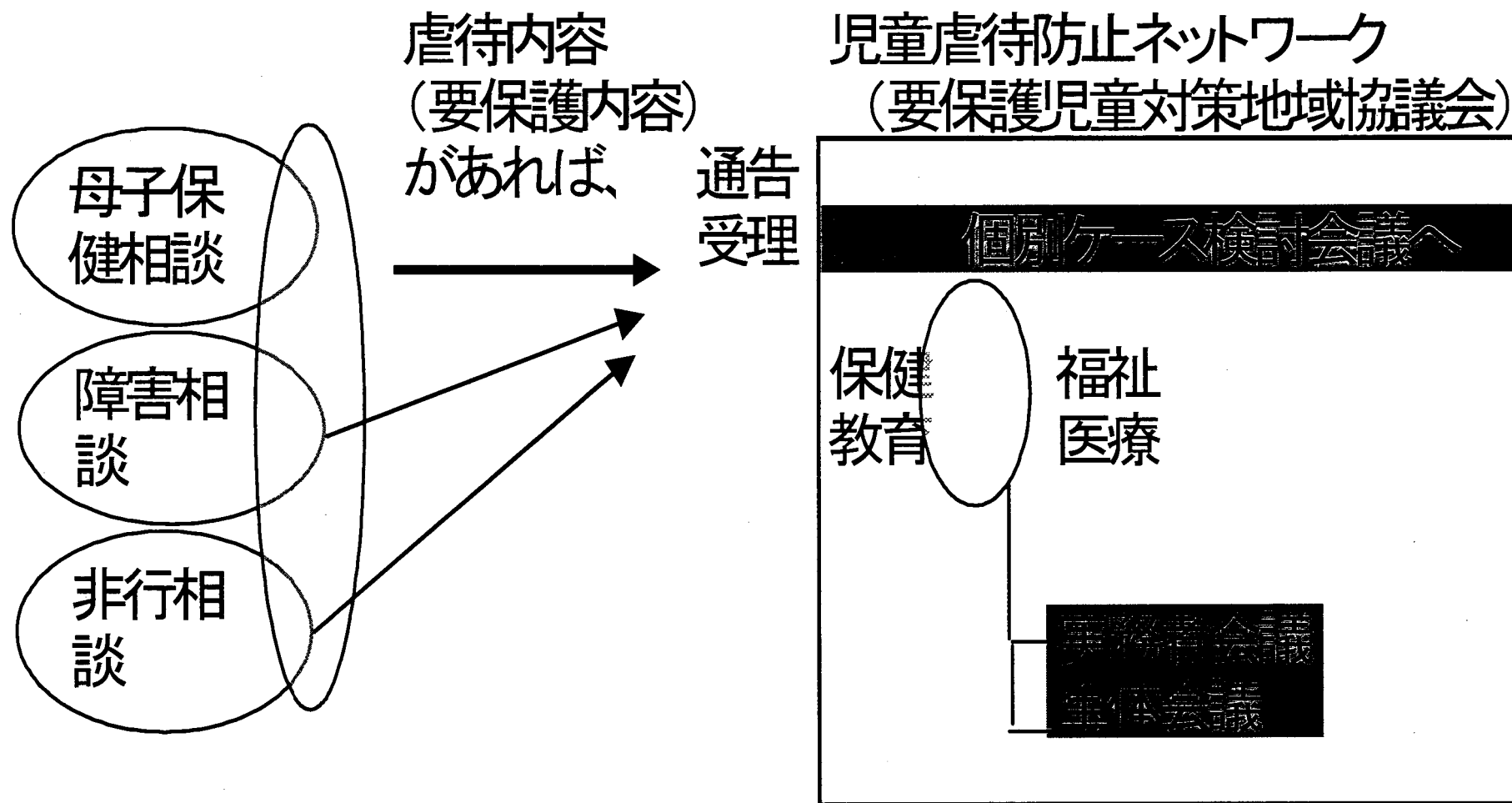
第57回市町村職員対象セミナー

加藤曜子

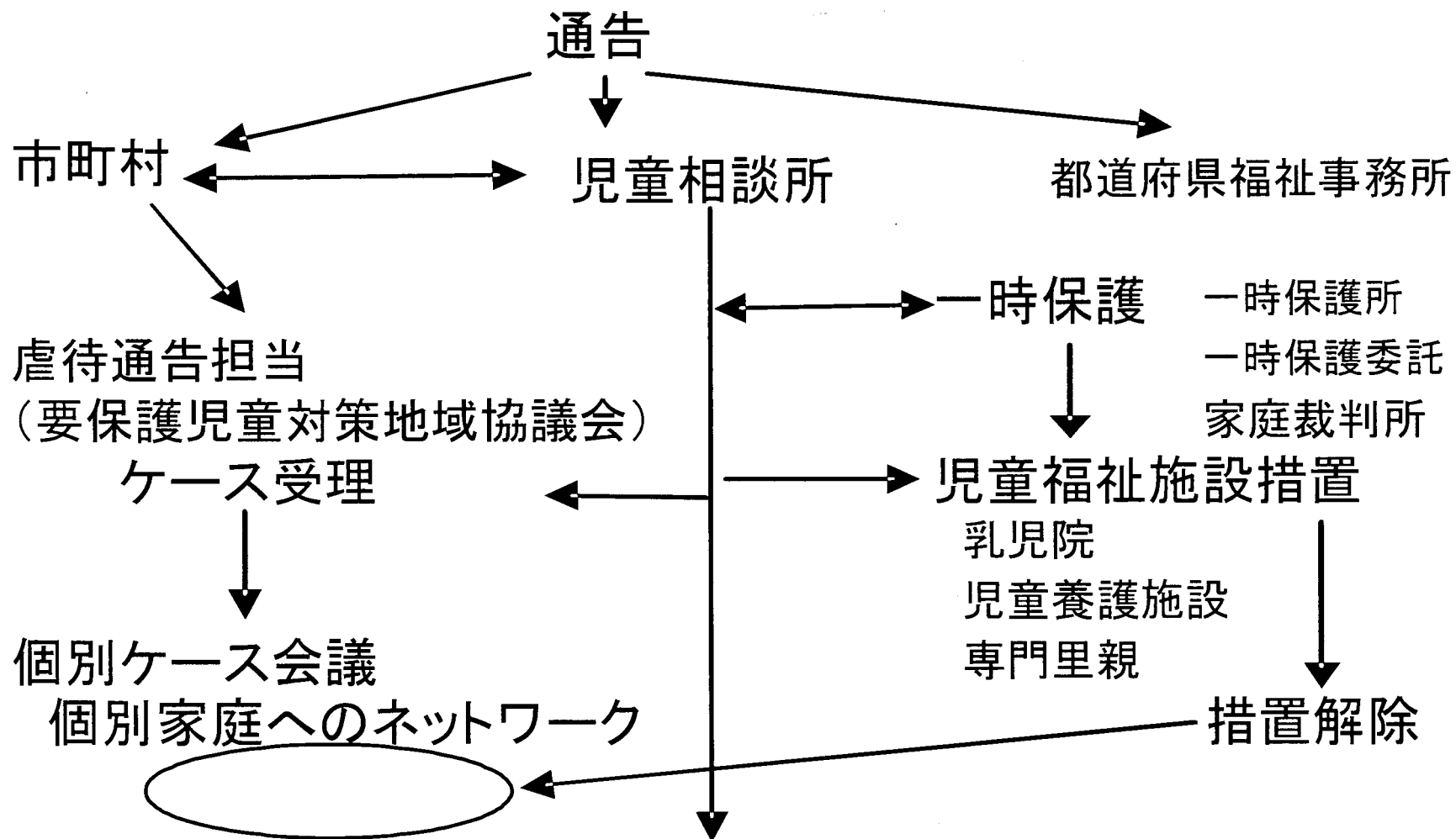
流通科学大学

yoko_kato@red.umds.ac.jp

市町村における児童相談と虐待防止ネットワーク



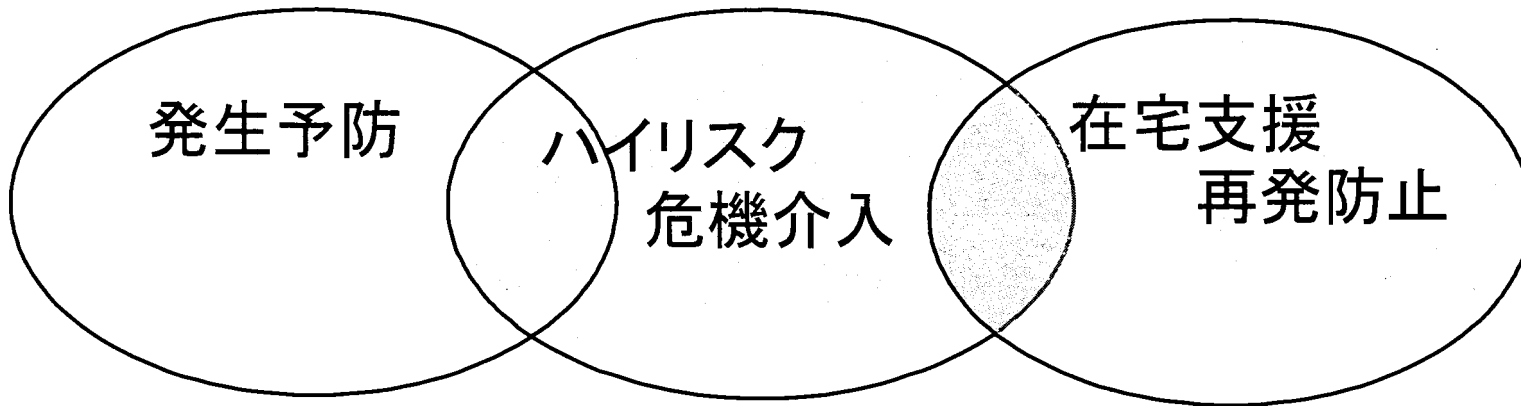
虐待事例の流れ



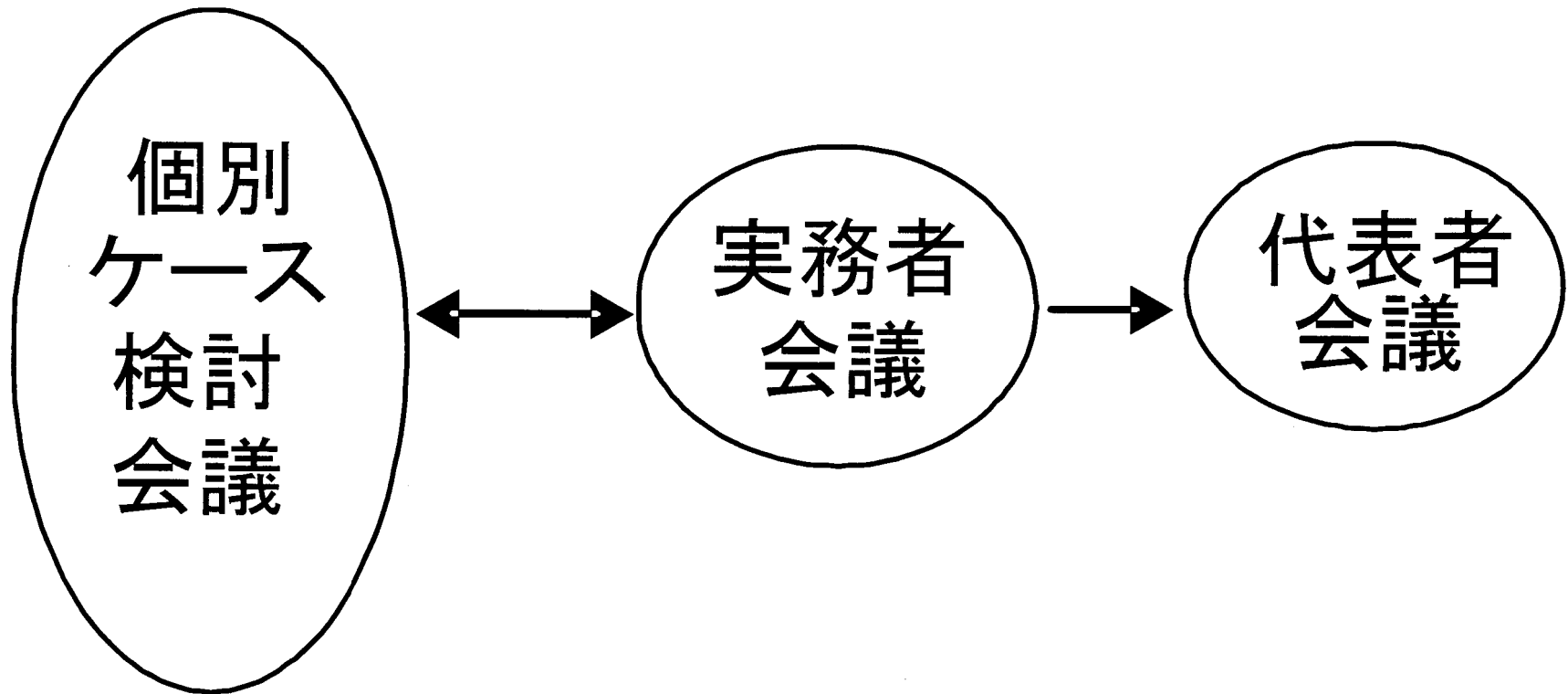
虐待対応分担領域

子育て支援領域

要保護児童領域
虐待再発防止領域



虐待防止ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)

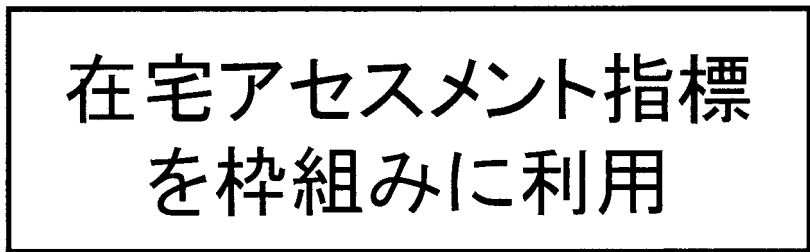
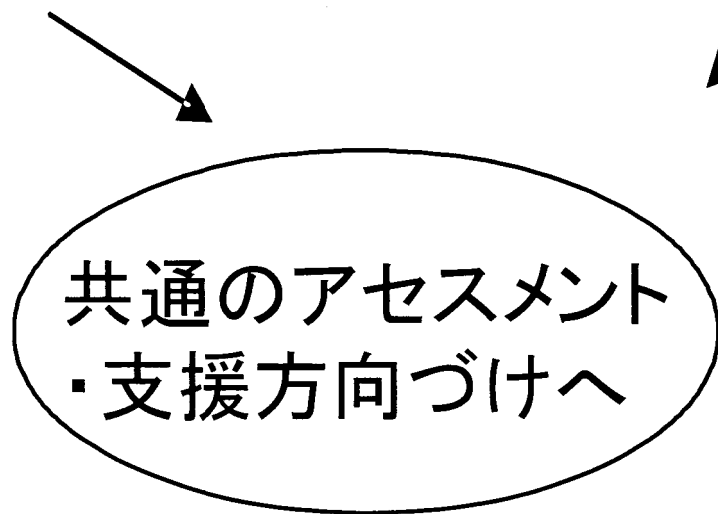


<p>ステップ 1 導入</p>	<p>1) 司会者が挨拶 会の趣旨を説明 通報、受理、会議開催までの説明 資料の説明(ケース基本情報、在宅アセスメント指標など)。 個別ケース検討会議の意義について説明 守秘義務の確認</p> <p>2) メンバーの自己紹介</p>
<p>ステップ 2 情報共有化</p>	<p>3) 今までの経過について関係機関から報告。</p> <p>@@から今までの経過を報告 補足した情報をお持ちの方お願いいたしますと追加説明。</p> <p>ケース理解のため会議参加者からの質問を受ける</p>
<p>ステップ 3 アセスメント</p>	<p>4) 状況を明確化し、共有する。 今までの関わってきた機関が協議してもらいたいことを説明 気になる問題点について、報告者の説明 一番困っていることなど。</p> <p>問題が何かを再度検討していく。 白板を利用 * * ここでアセスメントを資料にしなが、 問題を共有をしていく。</p>
<p>ステップ 4 役割分担検討</p>	<p>5) リスク軽減するためにどのようにアプローチしていくか どういったことから、問題が軽減されうるのか。 もっとも実現できそうなものは何か。</p> <p>6) 利用できる力や、資源はあるのかどうかを検討する</p>
<p>ステップ 5 今後の支援の 確認</p> <p>次回会議</p>	<p>7) 役割分担の整理 どの機関がどういった役割をするのかを確認する。 だれがキーパーソンであるか。 どういった連絡方法をとるのか。</p> <p>8) 次回会議開催日めやすについて決める。</p>

個別ケース検討会議のアセスメント

保健におけるアセスメント

学校におけるアセスメント

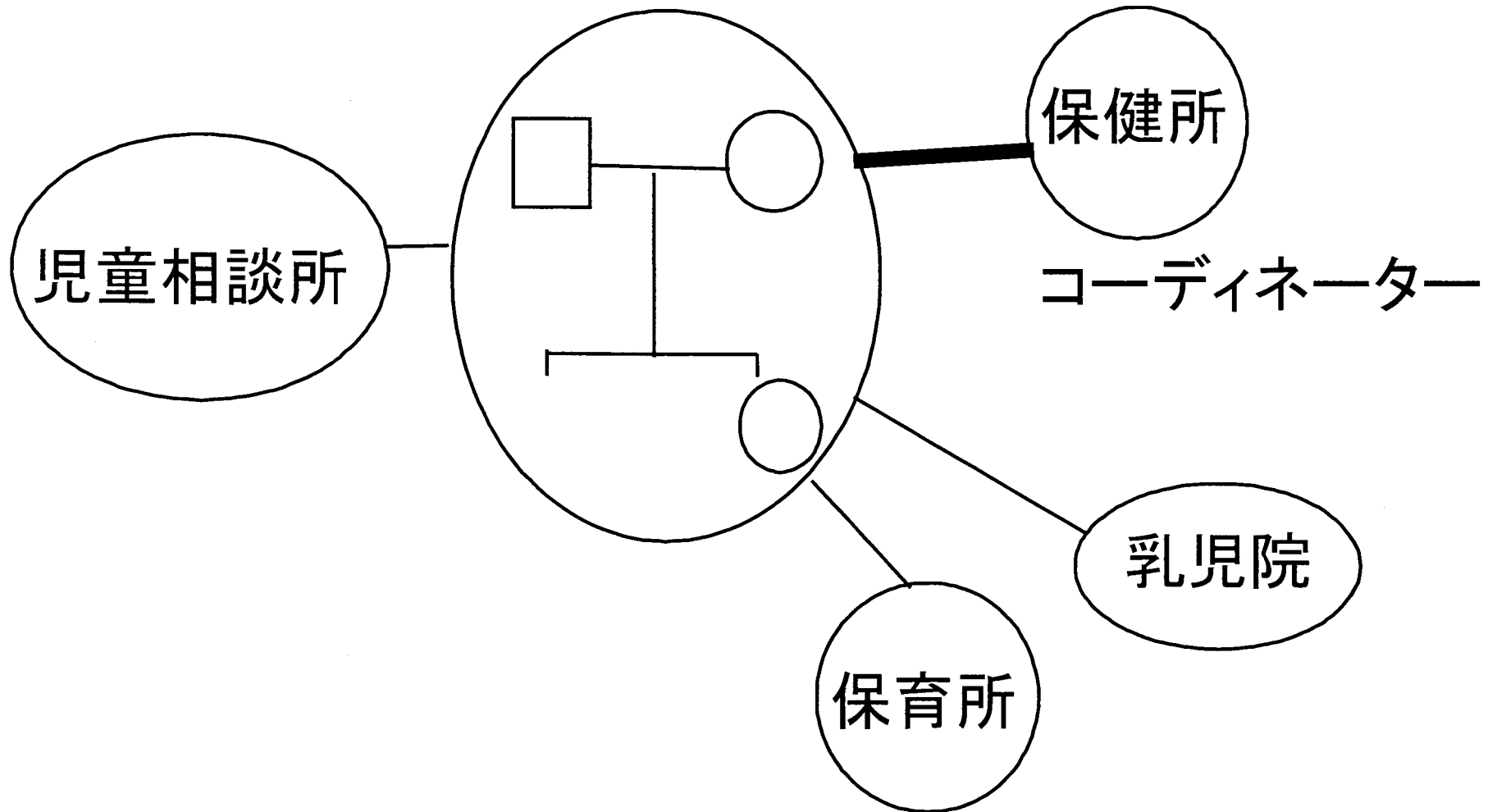


保育所におけるアセスメント

乳児期に支援が必要な母

- 子育てができない。子どもを叩いてしまう。
- 訴える力のある人。
- 近隣に親族がいるがストレスになる
- 夫も協力なし。
- しばらく親のためには休憩が必要なので乳児院利用。
- 保育所への入所手続きへ

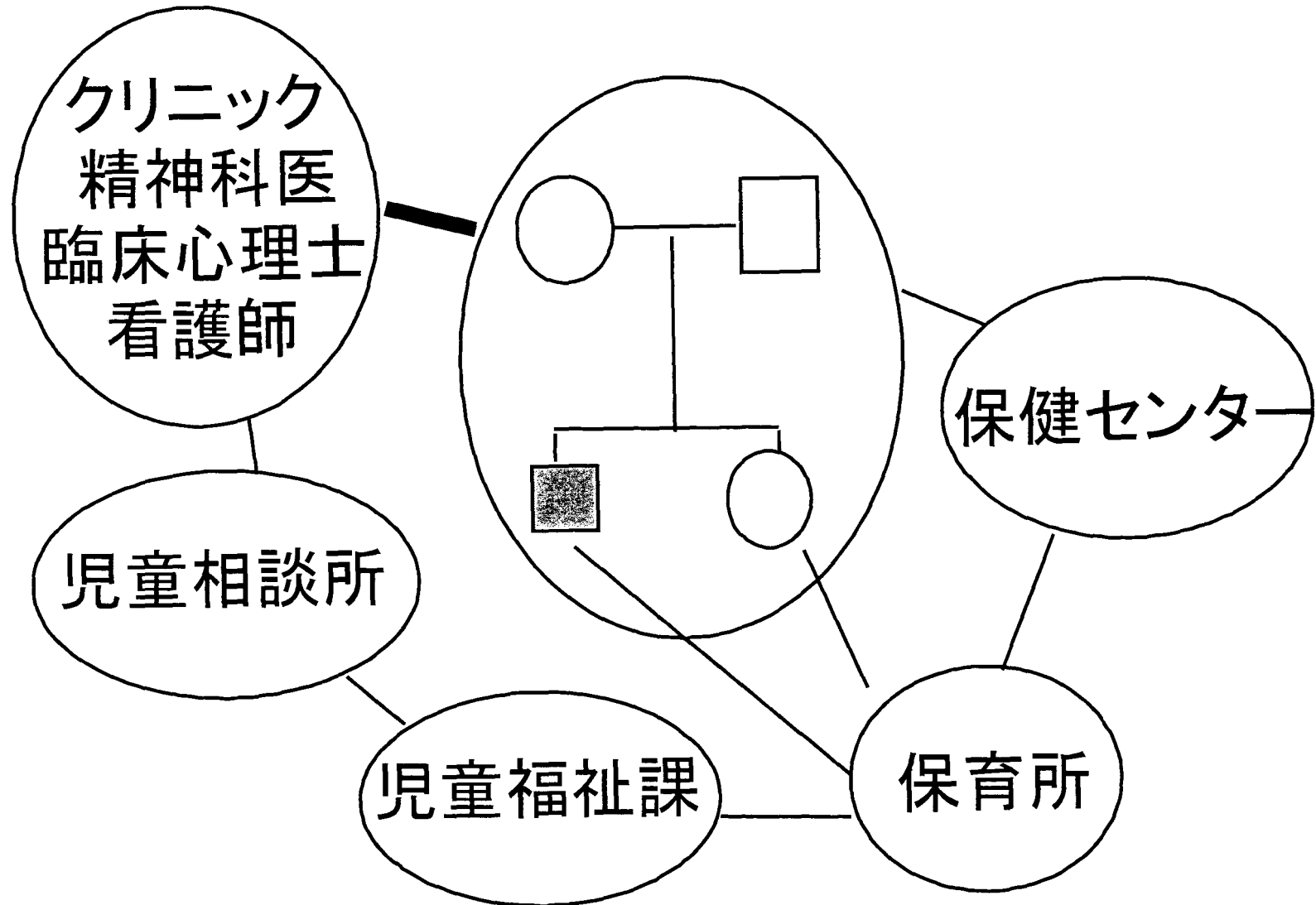
第1期 第一子の乳児期



乳児期がしんどい母

- 第2子出産
- 同性の子が受け入れられない。
- パニック発作。精神科医へつなげる。
- 心理士との信頼関係
- 保育所入所への保健センターからの働きかけ。

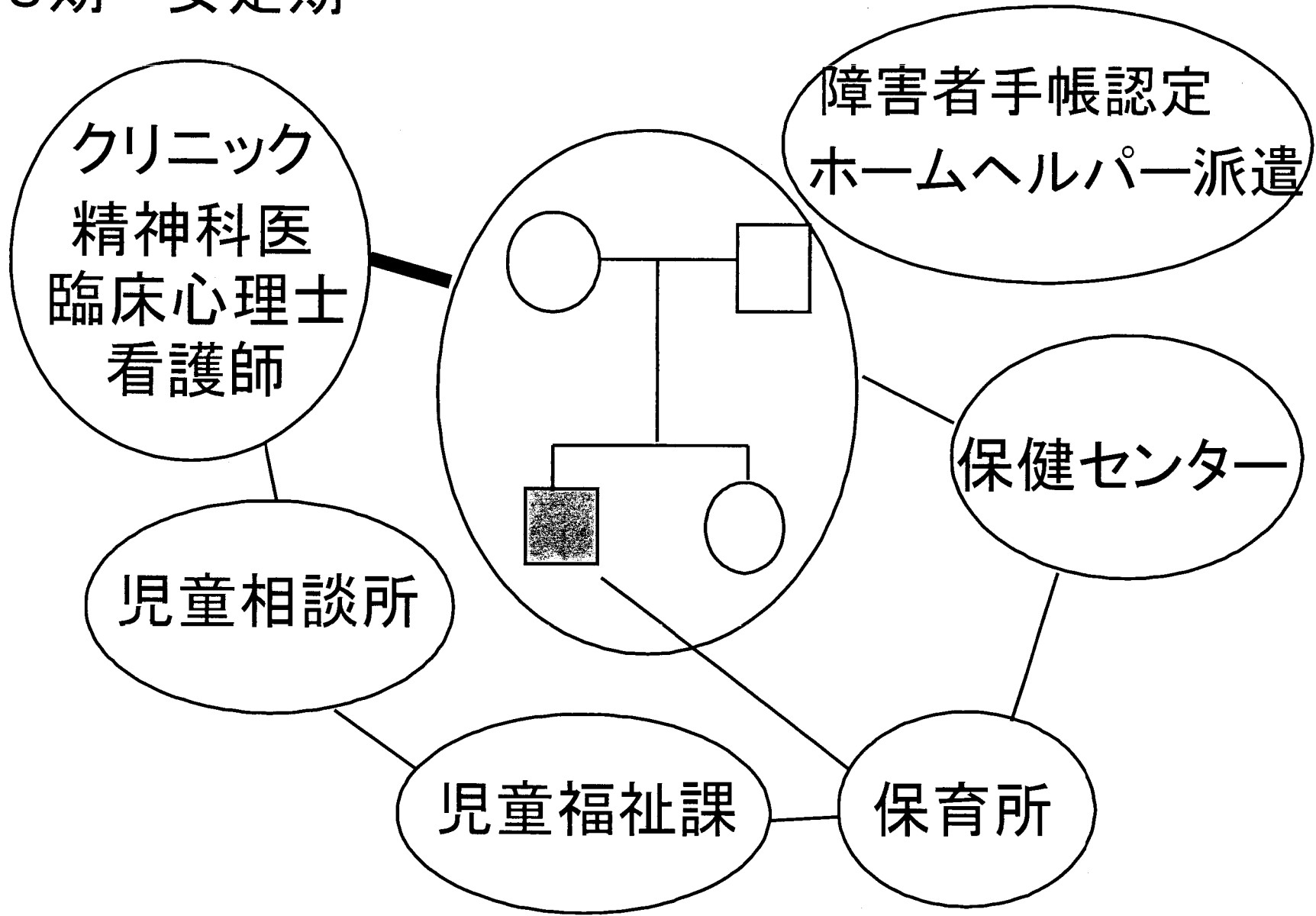
第2期 第二子の乳児期



第3期 安定へ

- 母、障害を受け入れる
- ヘルパーが派遣され、ゆとりができる。
クリニックでの治療は継続へ。

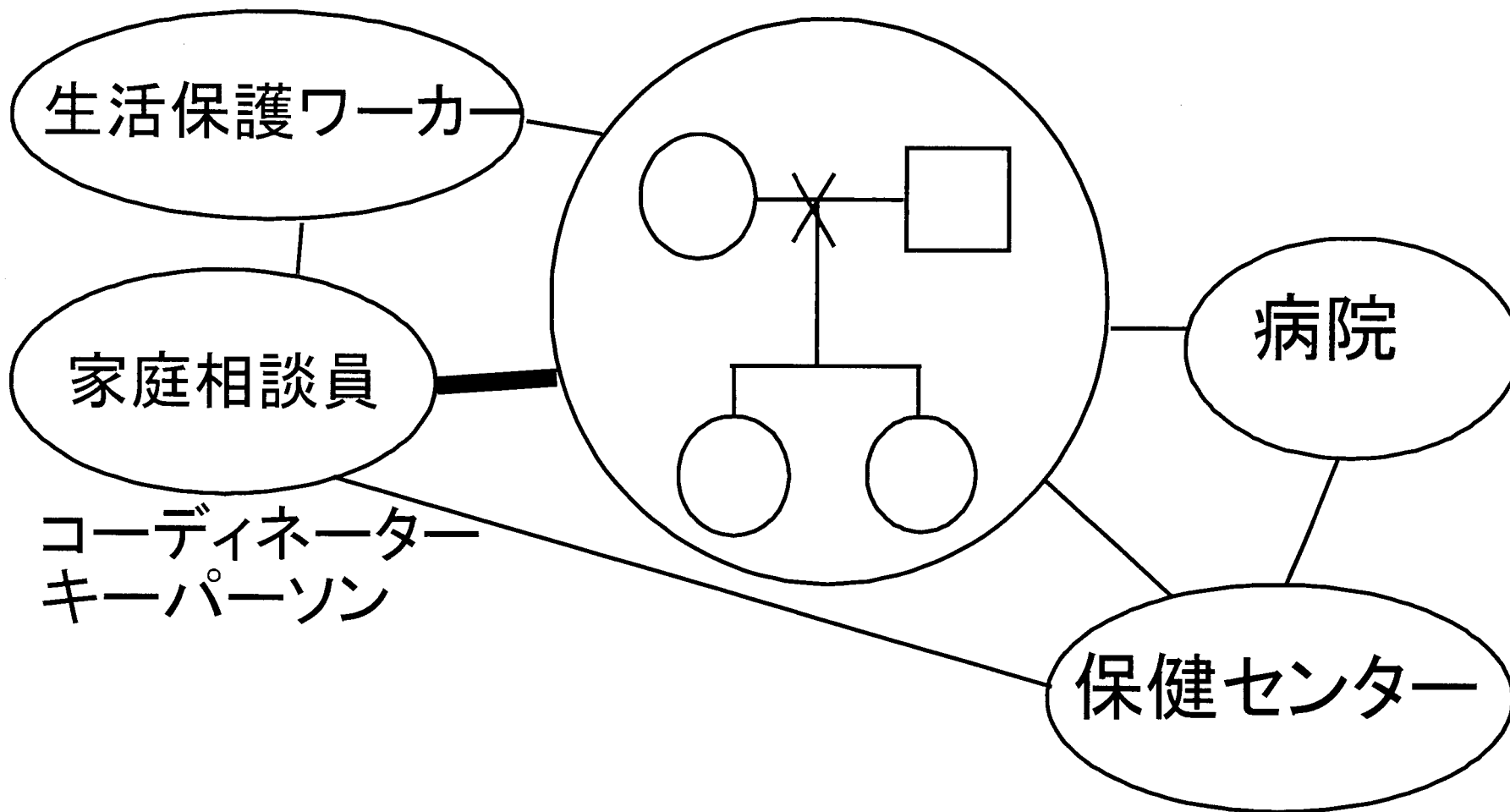
第3期 安定期



第1期

- 生活保護申請時、連れてきた乳児の年齢月に比して、非常に体重が軽すぎるので、虐待を疑い家庭児童相談室へ通告。
- 母子家庭で、乳児にはミルクを飲まないからと与えずにいたことが判明
- 病院に入院し、体重を戻す。

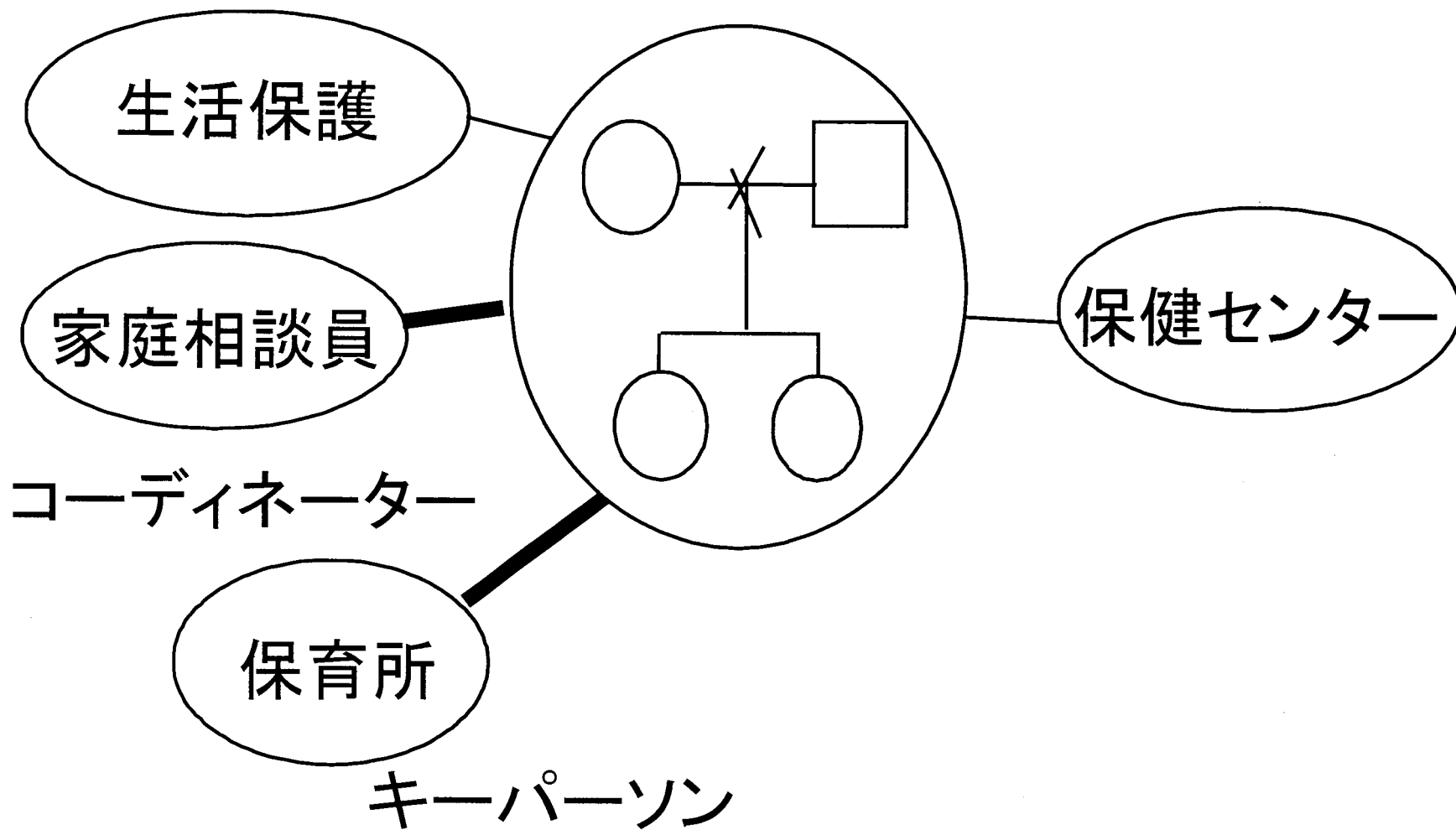
第1期 生活保護申請時期で発見



第2期

- 子どもの体重が戻ったところで、保育所入所を働きかける。

第2期 保育所入所へ



市町村における虐待防止対策への期待

- ネットワークをつくることで、早期発見、予防に努める
- 虐待防止ネットワークを実のあるものにする。
- そのためには、関係機関合同の個別ケース検討会議、実務者会議を活かす。
- 個別ケースから学ぶ。
- 支援の評価をしていくことが重要。

ケース会議でのまとめ

- ケース会議終了後、記録にまとめる
- フェースシートと共通アセスメント指標
結果 裏表一枚の工夫

ケースカンファレンス記録 例

開催日時

子ども氏名

出席者

児童相談所
福祉事務所
保育所

家庭児童相談室

保健センター

幼稚園

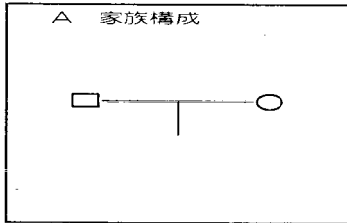
学校

虐待種別

主な問題点

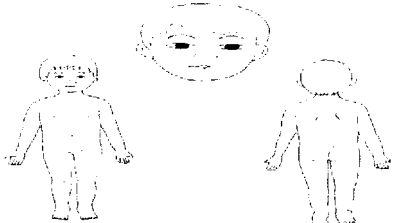
援助方針

次回時期



B 虐待の種類（主◎ 従○） 身体 性的 ネグレクト 心理
 C 子どもの年齢（ 歳） 0～2歳 3～5歳 6歳以上
 D 虐待者（主◎ 従○） 年齢（主 歳）（従 歳）

1 虐待の程度（外傷が見られる場合は右図に傷の位置と内容を記入）
 生命（頭部外傷のおそれ 乳幼児を投げる 逆さ吊り 布団蒸し 脱水 明らかな衰弱 乳幼児で医療受診させない 首を絞める 水につける 踏みつける 頭部を蹴る）
 重度（医療を必要とする外傷 打撲 目の外傷 火傷 幼児の打撲）
 中度（慢性のあざや傷痕 噛み跡 生活環境不良で改善なし 放置）
 軽度（跡が残らない暴力 健康問題が起きない程度のネグレクト）



	はい	やや	いいえ	不明	以下、該当項目と思われるものをすべてを○で囲んで下さい。「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。	活用中	サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材		未活用
							すでに活用中のものは左に○	活用が望ましいものは右に○	
把握	2 虐待の継続*				繰り返す・常習・子を何日も放置する		親の医学的治療・カウンセリング		
	3 関係機関からの情報				児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他		子の治療 グループケア 子育て支援サービス（サークルなど） 親子教室 保育所・幼稚園・通園施設など ショートステイ・保育所一時保育		
	4 虐待歴				入院施設歴		施設入所 家事育児支援（ファミサポ・ヘルパー・登校支援・その他）		
非変動	5 性的虐待*				疑い・性病・妊娠		生活保護 諸手当・年金・貸付等・就学援助		
	6 保護者の被虐待歴				被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた		学校による指導（生活・登校など） 家庭訪問 担当機関（ ）		
	7 家族問題				夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化		来所相談① 担当機関（ ）		
家庭	8 経済問題				借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如		来所相談② 担当機関（ ）		
	9 生活環境				劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足		来所相談③ 担当機関（ ）		
	10 子を守る人なし*				日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない		相談内容（育児・発達・DV・法律 家族・母子・就職・その他）		
養育者	11 精神的状態				鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし		その他（ ）		
	12 性格的問題				衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感生欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い		担当機関名		
	13 アルコール・薬物*				アルコールの匂い・視線がうつろい・会話しにくい・疑い・依存症		方針・目標		
子ども	14 家事・育児能力*				送迎ができない・障害のため能力低下		次回の検討会議開催時期・めやす		
	15 身体の状態*				低身長・体重増加不良・発育不全・（発達・身体）障害・持病・皮膚疾患				
	16 精神の状態*				笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷				
養育状況・態度	17 日常的世話の欠如				ひどいオムツかぶり・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・季節に合わない衣服				
	18 問題行動				激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出				
	19 意志・気持ち*				家に帰りがたらない・親の前で鬱縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる				
サポート	20 子への感情・態度				子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め				
	21 虐待自覚なし*				問題意識なし・体罰容認・嫉主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう				
	21-1 ネグレクト				ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置				
	21-2 養育意欲				意欲なし・改善意欲なし				
	22 養育知識				若年親・知識不足・不適切・期待過剰				
	23 社会的サポート*				孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居				
	24 協力態度なし				機関介入拒否・接触困難				
	25 援助効果なし				調整改善が期待できない				

■ 現在の家庭や保護者、子どもの様子について（要旨） プラス面も記入してください。

■ 現在子どもの生命の安否確認は、	①安否確認が出来にくい状況である	②欠席しがちで少し心配である・留守がちでやや確認しにくい	③毎日できている・必要なときに安否確認ができる状況である
■ 親は現在の虐待や養育状況について、	①やや関心がない、改善努力しない	② a. よい意味でかわらない b. 悪い意味でかわらない	③問題を解決したい気持ちがやや高くなっている
■ 親は、関係機関からの支援や指導に対して、	①関係がよくない・やや悪化した	② a. よい意味でかわらない b. 悪い意味でかわらない	③支援・指導関係がよくなっている
■ この家族には、解決に向けての、	①理解・協力をする他の親族がいない・子を守る人がいない	②理解・協力をする親族やサポートの内容はかわらない	③親族の理解・協力が高くなった
■ ここ最近の子どもの様子は全体的に、	①問題がやや大きくなってきている	② a. よい意味でかわらない b. 悪い意味でかわらない	③よくなっている・問題行動等がやや軽減している
■ 虐待の程度全般について、	①やや危険度が高まった	② a. よい意味でかわらない b. 悪い意味でかわらない	③やや危険度が低くなった
■ 今後について、虐待問題としては、	①支援継続がのぞましい	②わからない・判断に迷う	③一旦終結としてもよい